

指定短期入所生活介護事業所くすの木グリーンハイツ運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針等

（目 的）

第1条 社会福祉法人くすの木会が運営する指定介護老人福祉施設くすの木グリーンハイツ（以下、「施設」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、施設で指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の提供に当たる職員が、利用者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 職員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

3 事業の実施にあたっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、関係市町村、指定介護予防支援事業者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設サービスの提供を行う施設の名称及び所在地、利用定員は次のとおりとする。

- 一 名 称 くすの木グリーンハイツ
- 二 所在地 鹿児島市犬迫町7771番地
- 三 定 員 10名

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 職員は、指定介護老人福祉施設の職員と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（指定介護老人福祉施設の管理者と兼務）
 - ・管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 職員
 - 生活相談員 1名以上
 - ・生活相談員は、利用者の生活相談、処遇の企画や実施を行う。
 - 介護支援専門員 1名以上
 - ・介護支援専門員は、サービス計画の作成等を行う。
 - 介護職員 23名以上（常勤・非常勤）
 - ・介護職員は、利用者の入浴・排泄・食事の介護等日常生活全般にわたる介護業務を行う。
 - 看護職員 3名以上
 - ・看護職員は、利用者の保健衛生及び看護業務を行う。
 - 機能訓練指導員 1名以上
 - ・機能訓練指導員は、利用者の日常生活上必要な機能訓練を行う。
 - 嘱託医師 非常勤1名
 - ・利用者に対し、必要に応じ診察を行い、治療等に必要な指導を行う。
 - 管理栄養士 常勤1名以上
 - ・管理栄養士は、食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。
- 三 その他 職員は、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の提供に当たる。

第3章 入所定員

（入所定員）

第5条 入所定員は10名とする。

（定員の遵守）

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室定員を超えて入所させない。

第4章 利用者に対する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

（施設サービスの内容、手続きの説明及び同意等）

第7条 指定介護予防短期入所生活介護事業者及び指定短期入所生活介護事業者及び共生型短期入所（以下、「事業者」という。）は、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生

活介護及び共生型短期入所の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 事業者は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の提供を拒んではならない。
- 3 事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護事業所及び共生型短期入所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者または居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

（心身の状況等の把握）

第8条 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者または居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（要支援・要介護認定等の申請に係る援助）

- 第9条 事業者は、要支援・要介護認定を受けていない利用申込者に対しては要支援・要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 事業者は、要支援・要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

（指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の開始及び終了）

- 第10条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所を提供するものとする。
- 2 事業者は、介護予防支援事業者または居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（サービスの提供の記録）

- 第11条 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供す

るものとする。

（身体拘束等の禁止）

第12条 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所を提供するに当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止するものとする。

2 事業者は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第5章 指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の内容及び利用料その他の費用の額

（指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の基本取扱方針）

第13条 指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止または介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

3 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。

4 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。

5 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

（指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の具体的取扱方針）

第14条 指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の方針は、第2条に規定する運営の方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるものとする。

一 指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

- 二 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護及び共生型短期入所の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画及び短期入所生活介護計画及び共生型短期入所計画を作成するものとする。
- 三 介護予防短期入所生活介護計画及び短期入所生活介護計画及び共生型短期入所計画は、既に介護予防サービス計画または居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 四 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画及び短期入所生活介護計画及び共生型短期入所計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 五 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画及び短期入所生活介護計画及び共生型短期入所計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。
- 六 指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画及び短期入所生活介護計画及び共生型短期入所計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 七 指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

（介 護）

- 第15条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。
- 一 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）
 - 二 排泄の自立についての必要な支援
 - 三 おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
 - 四 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

（食事の提供）

- 第16条 事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。
- 2 事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

（相談及び援助）

- 第17条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の便宜の供与等）

第18条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

（機能訓練）

第19条 事業者は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

（健康管理）

第20条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

2 職員は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（利用料等の受領）

第21条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所に係る介護予防サービス費用基準額及び居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる介護予防サービス費の額及び居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

※別表

二 滞在に要する費用

※別表（共生型短期入所を除く）

三 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

※別表（共生型短期入所を除く）

四 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

※別表（実費）

五 通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用

※別表（実費）

六 理美容代

※別表（実費）

七 介護予防サービス計画及び介護予防居宅サービス計画に基づくサービスとは別に、利用者又はその家族がサービスの提供を求める場合は、事業者は利用者又はその家族との合意に基づいて提供された介護予防短期入所生活介護サービスの費用

※別表（実費）

八 その他指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

※実費

- 3 前項第七号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。
- 4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 事業者は、法定代理サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第22条 前条第2項第四号に規定する通常の送迎の実施地域は、鹿児島市・日置市の区域とする。

第6章 施設・サービスの利用にあたっての留意事項

（日課の励行）

第23条 利用者は、施設長や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（外出及び外泊）

第24条 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

（健康保持）

第25条 利用者は、健康に留意し、施設で行う健康診査は、特別な理由がない限り受診する。

（禁止行為）

第26条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- 四 指定した場所以外で火気を用いること
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと

第7章 非常災害対策

（非常災害対策）

第27条 事業者は、非常災害（火災、風水害、地震）に備えて必要な設備を設け、災害の予防及び人命の安全と被害の防止を図るため、個別に非常災害に関する計画を作成するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 非常災害の発生時においては、計画に基づき人命の安全と被害の防止に努める。

3 第1項の計画の名称は、次のとおりとする。

「くすの木非常災害（火災、風水害、地震）対策計画」

4 事業者は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

（受給資格の確認）

第28条 事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援・要介護認定の有無及び要支援・要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所を提供するように努めるものとする。

（利用者に関する市町村への通知）

第29条 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

一 正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の利用に関する指示に従わないことにより、要支援及び要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保等）

第30条 事業者は、利用者に対する適切な指定介護予防短期入所生活介護事業及び指定短期入所生活介護事業及び共生型短期入所事業を提供するため、職員の勤務体制等を次のとおりとする。

一 月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤、非常勤の別、兼務関係等を明確にする。

二 職員の資質の向上を図る研修の機会を確保する。

三 職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場

におけるハラスメント」)の防止のための雇用管理上の措置を講じる。なお、職場におけるハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入所者やその家族から受ける者も含まれる。

(一) 事業者が講ずべき措置の具体的内容

職場におけるハラスメントに関して、雇用管理上講ずべき措置等についての指針において規定されているが、特に留意する内容は以下のとおりとする。

イ 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発する。

ロ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

職場におけるハラスメントに関しての相談窓口を設置し、相談受付の担当者を定め、職員に周知する。

(二) 事業所が講じることが望ましい取組

パワーハラスメントにおいては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談、行為者に対して一人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）を規定する。

2 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所及び指定短期入所生活介護事業所及び共生型短期入所事業所の職員によって指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第31条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、まん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。なお委員会開催については、テレビ電話等の装置を活用して行うことも可能とする。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第32条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（業務継続計画の策定等）

第33条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（掲 示）

第34条 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所及び指定短期入所生活介護事業所及び共生型短期入所事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

（秘密の保持等）

第35条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者に対する秘密の保持に関する措置については、別に定める。

- 2 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

（個人情報の保護）

第36条 利用者の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドランス等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

- 2 個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。

（苦情等への対応）

第37条 事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

（地域等との連携）

第38条 指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の事業及び共生型短期入所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（事故発生時の対応）

第39条 事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者及び居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（緊急時における対応方法等）

第40条 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の利用者の病状急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行うと同時に、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、当該利用者の家族等に速やかに連絡を行う。

3 事業者は、当該利用者の緊急に際して採った処置等について記録するものとする。

（記録の整備）

第41条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

一 介護予防短期入所生活介護計画及び短期入所生活介護計画及び共生型短期入所計画

二 第10条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第12条に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第29条に規定する市町村への通知に係る記録

五 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

六 第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他の運営についての留意事項)

第42条 事業所はすべての指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護及び共生型短期入所の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定短期入所生活介護及び共生型短期入所従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は社会福祉法人くすの木会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成12年11月 1日から施行する。

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成16年11月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年11月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する（別表の改正）。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する（別表の改正）。

この規程は、令和 1年10月 1日から施行する（別表の改正）。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する（別表の改正）。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年12月 1日から施行する。

この規定は、令和 7年 1月 1日から施行する。

(別 表) 第21条関係

1 短期入所生活介護サービス基準費用額

(単位：円)

No.	明 細		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備 考
1	介護費用	多 床 室	589	659	732	802	871	
		従来型個室	なし	なし	なし	なし	なし	
2	機能訓練体制加算		12					
3	サービス提供体制加算Ⅱ		なし					
4	短期入所送迎加算		184					片道につき
5	食 費		1,380					
6	居住費	多 床 室	915					
		従来型個室	なし					
7	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		1～6までにより算定した単位数の14%に相当する額					

※介護サービス計画に基づくサービスとは別に提供された短期入所生活介護サービスの費用については、上記基準費用額に10を乗じた額となります。

2 介護予防短期入所生活介護基準費用額

No.	明 細		要支援1	要支援2	備 考
1	介護費用	多 床 室	451	561	
		従来型個室	なし	なし	
2	サービス提供体制加算(Ⅰ)イ		なし		
3	短期入所送迎加算		184		片道につき
4	食 費		1,380		
5	居住費	多 床 室	915		
		従来型個室	なし		
6	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		1～5により算定した単位数の14%に相当する額		

※介護予防サービス計画に基づくサービスとは別に提供された介護予防短期入所生活介護サービスの費用に

（別 表） 第 21 条関係

については、上記基準費用額に 10 を乗じた額となります。

3 その他の費用

No.	明 細	金 額	備 考
1	特別な食事の費用	実 費	
2	通常の事業地域を超えて行う送迎サービス	1 キロメートルごとに200円	
3	理 美 容 代	実費相当 ※理美容業者に直接支払う場合税込	

4. 共生型短期入所費用

① 福祉型短期入所サービス費（Ⅰ） 区分5 794単位